

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和63年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については26万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月31日から同年9月1日まで  
昭和60年4月1日にA社に入社し、分社化により平成16年10月1日にB社に移籍するまで、継続して同社に勤務していた。申立期間は、A社C支社から同社D支社へ転勤した際の手続ミスだと思われるので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事カード及び雇用保険の記録から、申立人が昭和60年4月1日から平成16年9月30日まで同社に継続して勤務(昭和63年9月1日に、A社C支社から同社D支社に異動)していたものと認められる。

また、E基金の記録により、申立人のA社C支社における資格喪失日は、昭和63年9月1日として届け出られていたことが確認できる。

さらに、E基金は、「当時の社会保険事務所及び基金への届出書類が複写式であったかどうかは分からない。」としているものの、その届出方法が複写式でなかったと認められる周辺事情もうかがえない上、申立期間を除く昭和60年4月1日から平成16年10月1日までの期間について、オンライン記録と当該基金の記録は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和63年9月1日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、E基金が保管する訂正前の申立人に係る昭和63年8月の記録から、26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格喪失日に係る記録を平成5年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月21日から同年4月1日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社B工場から同社E工場に異動（平成5年4月1日付）した際の期間であることから、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社D工場の担当者の供述及び平成5年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場からE工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、C社D工場の担当者は、「転勤時における厚生年金保険の資格喪失日及び資格取得日は、異動日で統一しており、本件については、資格喪失日を平成5年4月1日とすべきところを誤って同年3月21日として届け出た。」と供述していることから、申立期間における資格喪失日を平成5年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における平成4年10月のオンライン記録から41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鳥取厚生年金 事案 396（事案 24 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 10 日から 59 年 6 月 21 日まで  
② 昭和 60 年 3 月 20 日から 61 年 8 月 20 日まで

申立期間①は A 社に、申立期間②は B 社 C 営業所に勤務していたが、国（厚生労働省）の記録ではいずれの期間も厚生年金保険に未加入となっているので被保険者として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社の勤務期間証明により、申立期間②については B 社 C 営業所に勤務していた同僚の証言により、申立人が各事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間①については、i) A 社では、申立人自身からの希望により厚生年金保険に加入させなかったと回答していること、ii) 申立人に給与明細書等の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる資料は無いこと、iii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も確認できないこと、iv) 申立人は国民年金に加入（保険料は未納）していることなどから、また、申立期間②については、i) 申立人は国民年金に加入し、昭和 61 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していること、ii) 申立人には給与明細書等は無く、B 社も賃金台帳、人事記録等を既に廃棄しており、厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料は無いこと、iii) B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も確認できないことなどから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①については、「私は A 社には、昭和 58 年から 59 年までの期間（申立期間①）と B 社 C 営業所を退職後の 61 年 8 月から 63 年までの期間の 2 回勤務した。2 回目の勤務時には会社に対して

厚生年金保険に加入しないよう要請したので国（厚生労働省）の記録でも未加入となっているが、1回目の勤務時（申立期間①）にはそのような要請はしていない。」とし、申立期間②については、「B社の当時の同僚2人の名前を思い出したので、これらの同僚に当時の私の勤務状況や厚生年金保険加入状況等について確認してほしい。」として再申立てを行ったものである。

しかしながら、申立期間①について、A社（事業主の妻）に対して再度確認したところ、前回の回答と同じく、「申立人自身が当社の採用面接時に厚生年金保険への加入を希望しなかったため、1回目の勤務時、2回目の勤務時とも、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。また、いずれの勤務時も申立人は正社員ではなくアルバイトであり、当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

また、オンライン記録により申立期間①にA社で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる同僚5人に照会したところ、3人から回答があり、このうち2人は申立人が勤務していたことは記憶しているものの、いずれの者からも申立人の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除状況等について具体的な供述は得られなかった。

申立期間②については、申立人が今回の再申立てに際して名前を挙げた同僚2人に照会したが、1人は連絡先不明のため回答を得ることができず、残る1人も申立人のことを覚えていないと回答している。

また、B社C営業所を管轄する同社D支店では、「申立期間当時、入社して1年以内に退職する従業員が多かったため、厚生年金保険の加入手続を入社後1年から2年後に行うケースがあったと聞いている。このため申立人は申立期間が厚生年金保険に未加入となっている可能性が考えられる。」としている。

さらに、当時、B社で厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚は、入社後、数か月から1年半程度を経過して厚生年金保険の被保険者となっている上、当該同僚は、「当時は従業員の出入りが激しく、すぐ辞めてしまう者もたくさんおり、厚生年金保険への加入も一定の期間経過後に行われていたと思う。」と供述していることから、当時、同事業所においては、従業員を採用して相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

以上から、申立人から再度申し立てられた内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに同決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年6月まで  
昭和43年12月から44年5月まで、44年8月から45年6月まで及び45年10月から46年5月までの3回の期間について、A社（現在は、B社）に勤務したが、そのうち2回目に勤務した申立期間についてのみ、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B社の保管する入社者名簿により、申立人が申立期間のうち、昭和44年9月11日から45年4月30日までA社に季節工として勤務していたと認められる。

しかし、申立人が申立期間にA社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同郷の季節工3人についても、上記入社者名簿により、ほぼ同時期に同社で勤務していたことは確認できたものの、当該期間については、申立人と同様にいずれもオンライン記録において同社の厚生年金保険の被保険者となっておらず、そのうちの1人はこの期間について、「保険料は控除されていなかったと思う。」としている。

また、B社が保管する社会保険台帳（厚生年金保険の記録）の申立人に係る記録は、オンライン記録と一致しているほか、当時の季節工であった上記3人についても当該社会保険台帳の記録とオンライン記録は一致している。

なお、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間について申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鳥取厚生年金 事案 398 (事案 264 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで  
A社での申立期間の標準報酬月額が 14 万 2,000 円となっているが、保管している申立期間の給与明細書では、給与支給額平均は 16 万円程度である。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社(A社の人事・給与等の間接業務を担当)が保管するA社の平成 18 年 8 月 9 日付け健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によれば、申立人の同年 9 月からの標準報酬月額は事業主からの届出に基づき、14 万 2,000 円と決定されていること、ii) 一方、申立人が保管している同年 4 月から同年 6 月までの給与明細書により、その間の給与支給額の平均は 15 万 9,721 円であり、申立てのとおり、標準報酬月額が給与支給額より少ない額で届出され、決定されていることが確認できるが、申立人が保管している申立期間の給与明細書によれば、申立人が事業主により控除されている厚生年金保険料額は、国(厚生労働省)に記録されている申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の額と一致していることが確認できること、iii) 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 2 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の通知に納得できないとして、再申立てを行って

いるが、申立人から新たな資料等は提出されておらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から同年9月まで

昭和33年にA社に入社以来、毎年定時昇給が行われていたため給与の減額は無かったにもかかわらず、42年7月から同年9月までの標準報酬月額が41年10月の6万円から4万8,000円に減額されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間前の標準報酬月額は6万円とされているが、42年7月の随時改定により4万8,000円となり、1万2,000円下がっていることが確認できる。

しかしながら、A社のオンライン記録において、申立人と同年代（30歳代）の被保険者19人（申立人を含む）を抽出して昭和42年7月の標準報酬月額をみると、全員が前月の標準報酬月額よりも4,000円から1万8,000円程度下がっており、申立人の標準報酬月額の減額のみが不自然であるとは言えない。

また、A社の社員台帳によると申立人に係る給与は、申立期間以前（41年4月）の本給が3万4,560円、標準報酬月額は6万円であることから、本給以外に2万円以上の諸手当が含まれていたと考えられるが、申立期間（42年7月）については本給が3万8,460円、標準報酬月額は4万8,000円であることから、申立期間は諸手当が1万円程度に下がったことがうかがえる。

さらに、A社の担当者が、「昭和40年4月からBを目標とした全体運動が開始され、41年12月に当該目標が達成されるまでは残業等が多かった」旨回答していることから、同社が掲げたBの目標を達成した41年12月以降については、業務量が減って残業代も減ったものと推認できる。

加えて、申立人は給与明細書等の申立期間の保険料控除を確認できる

関連資料を所持しておらず、A社は当時の賃金台帳を既に破棄しており、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。